

### 映畫で食糧増産の志氣昂揚

#### — 農林省が全國を行脚 —

食糧増産の緊急なる現下の情勢に鑑み、農林省では帝國農會、農村文化協會と共催で政府の諸施策を直接農業者に周知徹底せしめると共に、益々食糧増産の志氣昂揚を圖ることの緊切なるを認め、目下全國的に之が志氣の昂揚に努めつゝあるが、本縣に對しても

一、増産紙芝居を全農村に對して本月中旬に一部宛配付し、部落農業團體、隣組常會等を通じて之が活用を圖らしめると共に

二、食糧増産の緊要なることを國民學校の生徒兒童を通じて周知せしめるため「増産繪物語」を全農村の國民學校に五枚宛配付し、更に

三、十月三日より五日までの三日間主要食糧の供出成績が優良で増産の熱意の旺盛なる農村(縣下で三ヶ所)に巡回映畫班を派遣せられることゝなつた。

尙本施設の實施を機會に其の農村は固より附近の農村よりも多數参加せしめて、食糧増産の志氣昂揚に關する協議會、講習會等が開催せられることになつてゐるが、各農村に於ても此の政府の意圖を諒して決戦下の食糧増産に一層の努力を效されるやう切望する次第である。(農務課)

# 鳥取縣公報

昭和十八年八月二十一日  
第千四百六十一號

金曜日

## 目次

○告 示	
●鳥取縣竹材集荷配給取扱要綱	一頁
●教員免許狀授與	二頁
●臨時農地等管理令ニ依り證票交付	三頁
●同 價格統制令ニ依り同	四頁
●畜牛結核病検査日割	四頁
●被保險者證中無効	五頁
●水販賣價格指定	五頁
●國民健康保險指定	七頁
○彙 報	
●戰時納稅貯蓄の話	八頁
●決戦貯蓄は主婦の手で	一一頁
●避暑客に特別貯蓄	一五頁

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第四百四十三號

鳥取縣竹材集荷配給取扱要綱左ノ通定ム

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### 鳥取縣竹材集荷配給取扱要綱

- (一) 本縣ニ於テ生産セラレタル竹材(自家用ヲ除ク)ノ集荷ハ鳥取縣竹材統制協會(以下竹協ト稱ス)ノ指示ニ基キ鳥取縣森林組合聯合會(以下縣森聯ト稱ス)之ヲ行フモノトス
- (二) 竹材ノ配給ハ竹協ノ指示ニ基キ鳥取縣竹材商業組合(以下商組ト稱ス)之ヲ行フモノトス

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年八月二十日 第千四百六十一號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

- (三) 本縣内ニ於テ竹材ヲ販賣、加工又ハ業務用ニ使用セムトスル者ハ其竹材ノ種類、數量ヲ商組ニ申出ツルモノトス
- (四) 竹材ノ移出入ハ竹協ノ指示ニ基キ商組之ヲ行フモノトス
- (五) 竹協ハ毎年度始メニ其ノ集荷配給計畫ヲ樹立シ知事ノ承認ヲ受クルモノトス
- (六) 竹協ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル市町村別集荷數量及業態別配給數量ヲ知事ニ報告スルモノトス

◆鳥取縣告示第四百四十四號

無試験檢定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月三十一日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

種 別  
國民學校初等科訓導  
氏 名

岡本信一	小椋良夫	桑原政男	倉持曉	小谷光春	近藤弘之	妹尾衛	永東勉	野津潤一郎	橋田孟	日置春藏	森田清	鉸田德雄
------	------	------	-----	------	------	-----	-----	-------	-----	------	-----	------

◆鳥取縣告示第四百四十五號

無試験檢定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月三十一日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

藤井長市	美船榮登	安田俊雄	渡邊商平	谷口準一	松尾昌延
------	------	------	------	------	------

◆鳥取縣告示第四百四十六號

臨時農地等管理令第十四條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ交付シタリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第十八號	鳥取縣屬	田中貞義
第十九號	地方技師	中井護郎
第二十號	地方技師	徳山通良
第二十一號	技 手	吉村傳次郎

資 格 氏 名

國民學校初等科訓導

足立伸吉	岩田博躬	井戸垣利明	宇田晃一	奥田春雄	大西春林	門脇大七	岸岡大務	九鬼寬一	小林淳一郎	隅田登志男	野田博則	藤井賢太郎
------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	-------

◆鳥取縣告示第四百四十七號

臨時農地價格統制令第八條ノ規定ニ依ル證票ヲ左記ノ者ニ交付シタリ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義	第九號	鳥取縣屬 田 中 貞 義
	第十號	鳥取縣屬兼 小作官補 尾 崎 享

◆鳥取縣告示第四百四十八號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該當牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

検査月日	検査場所	牽出區域
十月八日	東伯郡 三徳村	東伯郡一圓
十月十一日	旭村	
十月十五日	同 社 村	日野郡一圓
十月二十七日	日野郡 黒坂町	
十一月二十九日	西伯郡 米子市	西伯郡一圓
十一月四日	八頭郡 智頭町	
十二月二日	氣高郡 湖山村	氣高郡一圓
十二月九日	同 國英村	
同 六日	同 若櫻町	八頭郡一圓
同 五日	同 若櫻町	
同 三日	同 若櫻町	八頭郡一圓
同 二日	同 若櫻町	
同 四日	同 鹿野町	氣高郡一圓
同 三日	同 鹿野町	

◆鳥取縣告示第四百四十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在地・名稱	無効トナリタル年月日
鳥さほ 三〇	田中 喜助	鳥取市若櫻町 株式會社山陰合同銀行鳥取支店	一八、八、五
米なの 六	藤田源次郎	米子市四日市町 長野工業部	一八、四、一五
鳥とま 三二〇	林 幸吉	鳥取市東品治町 鳥取林材株式會社	一八、六、一五
鳥たへ 二七	吉田 龜治	鳥取市今町一丁目 竹内研究所	一八、八、八
鳥につ 一七六	山田 精	鳥取市東品治町 日本通運株式會社鳥取支店	一八、八、五

◆鳥取縣告示第四百五十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル水ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年六月鳥取縣告示第四九六號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

米なへ	東とう	鳥とも	八たひ	日をに
四一 中村みよ子	三 河本 弘雅	二九 鳥飼 正	四 竹内 則正	三六七 緒方 寅夫
米子市道笑町 有限會社富士織 維米子工業所	東伯郡倉吉町 東伯第一菓子工業組合	鳥取市東品治町 鳥取製靴有限會社	八頭郡丹比村 無限責任丹比信用組合	日野郡黒坂町 大阪特殊製鋼株式會社黒坂工場
一八、七、三〇	一八、八、五	一八、七、三〇	一八、六、二二	一八、七、二〇

鳥取縣公報

第千四百六十一號

昭和十八年八月二十日

(第三種郵便物認可)

五

一 一般用水	販賣種別	區分	單位	五月ヨリ 十月迄	十一月ヨリ 翌年四月マデ
	生産者最高販賣 價格(工場渡)		一 甕	一六〇〇	一一、〇〇〇
	同		(一八貫) 一、一七	〇、八〇	
	販賣業者最高販 賣價格	小口賣	一貫	〇、一三	〇、一〇
	同	營業用	同	〇、〇八	〇、〇六

種別	單位	五月ヨリ 十月マデ	十一月ヨリ 翌年四月マデ
小口賣	一貫	〇、二二	〇、一七
營業用	同	〇、一六	〇、一三

(一) 一般用水トハ水産用水ヲ除ク水ヲ謂フ  
 (二) 生産者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハ一回ノ受渡量一甕  
 未滿ヲ取引スル場合ノ價格トス  
 (三) 本表販賣業者最高販賣價格ハ製水工場所在市町村(鳥  
 取市賀露及米子市皆生ヲ除ク)ニ於ケル價格ニシテ右  
 地以外ノ地ノ販賣業者最高販賣價格ハ左ノ通トス

(一) 水産用水  
 生産者工場渡價格 一甕 一〇、〇〇  
 (二) 水産用水トハ漁船、船積水、鮮魚介類ヲ水揚地ヨリ出  
 荷スルニ要スル水及右ノモノノ中繼補給水ヲ謂フ  
 本表價格ハ一回ノ受渡量角水一甕以上ノ場合ノ價格ニ  
 シテ一回ノ受渡量角水一甕未滿ノ場合ハ本表價格ニ一  
 甕當リ一圓ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(三) 角水ヲ碎水シ販賣スル場合ハ前號ノ格價ニ更ニ五十錢  
 ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(ニ) ノ指定シタル共済組合ノ組合員ニシテ世帯主タル者  
 内務職員共済組合ノ組合員ニシテ世帯主タル者  
 五 指定年月日 昭和十八年八月十六日

鳥取縣告示第四百五十一號

國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定セ

昭和十八年八月廿日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 組合ノ名稱 米子市國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 米子市中町二十番地
- 三 組合ノ地區 米子市
- 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スル者
  - (イ) 外國人
  - (ロ) 健康保險ノ被保險者ニシテ世帯主タル者
  - (ハ) 健康保險法施行令第七條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣

### 戰時納稅貯蓄の話

#### 租税の心理的重壓緩和 納税の容易と貯蓄増強

大東亞戰爭を勝ち抜く爲には巨額の財政資金が必要でありまして、これは租税と國民貯蓄とによつて賄はねばなりません。従つて國民貯蓄の増強の必要は益々肝要であると共に、租税の負擔も漸次相當重くなつて居るのであります。ついでには國民の租税に對する負擔の心理的重壓感を成るだけ緩和して、納稅義務の履行を容易ならしめると共に國民貯蓄の増強を爲に、本年三月公布された法律「納稅施設法」に基いて、租税を貯蓄で納める制度として「戰時

納稅貯蓄」の制度が出来ることになりました。

この戰時納稅貯蓄は特定の租税を納むべき場合に定められた金額を政府に對して貯蓄して置くと、それによつて租税の納付があつたものとせられ、且つ貯蓄した金額は一定の期日が経過した後拂ひ戻されるものでありまして、即ち貯蓄をすればこれによつて租税を納めたことになり、一面貯蓄した金は直接財政資金として國家緊要のお役に立ち、又この貯蓄を繼續して行へば一定年限が経過した後逐次拂ひ戻しを受けるので一種の年金制の作用をし、或は家産を増産する上にも便利である等極めて好適の制度であります。そしてこの貯蓄には表面上利子はつきませんが、貯蓄によつて租税を納めてしかも貯蓄した金はあとで歸つて來るのでありますから、實質的の採算は國債の税引利廻りや銀行の定期貯金乃至は郵便貯金等の貯蓄より有利になります。

爲し得る租税の種類は分類所得税、綜合所得税、個人の臨時所得税に限定されて居りまして、貯蓄すべき金額は一件につき最低三十圓（甲種勤勞所得に對する分類所得税は五圓）、最高二萬圓と定められて居ります。即ち次に掲げる租税の納稅者であつて、右の範圍内であればこの戰時納稅貯蓄をすることが出来ぬのであります。

- 一、分類所得税のうち甲種の配當利子所得税及び甲種の勤勞所得に對する分類所得税を除いたもの、即ち不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種及び乙種の事業所得、甲種及び乙種の勤勞所得、山林所得、乙種の退職所得、清算取引所得に對する分類所得税。
- 二、綜合所得税のうち公債、社債、銀行預金の利子、合同運用信託の利益等に對する分につき源泉課税を選擇した場合を除いたもの。
- 三、個人の臨時所得

及び戰時納稅貯蓄證書交付事務は市町村及び甲種勤勞所得に對する分類所得税の徵集義務者（以下簡單に徵集義務者といひます。即ち官公署、銀行、會社、その他甲種勤勞所得となる給與の支拂者です）をして取扱はせることになつて居り、其の他の事務は日本銀行で取扱ふことになつてゐます。但し徵集義務者の取扱ふのは甲種の勤勞所得に對する分類所得税に關するもののみであります。

戰時納稅貯蓄には甲種貯蓄と乙種貯蓄の二種がありまして、甲種は納稅すべき金額の二倍、乙種はその三倍を貯蓄するのであります。そして甲種は貯蓄をした月の屬する月から起算して十九年、乙種は十一年六ヶ月の後に拂ひ戻されます。その拂ひ戻し期日は蓄貯證書に記載されておまして期日が來たら貯蓄證書を日本銀行の本店、支店又は代理店に提出して拂ひ戻しを請求すればよいのであります。但

しこの貯蓄は拂ひ戻し期日後十年を経過すると時効によつて権利を失ひ、拂ひ戻しを受けることが出来なくなり、ますから其の間に拂ひ戻しを受けねばなりません。

この戦時納税貯蓄はさきにも記すやうに納税義務者が納税すべき時にこの貯蓄をするのでありまして、その貯蓄額も税金の二倍又は三倍と定められて居り、勝手の時期に勝手の額を預け入れることは出来ません。貯蓄しようとする時は定められた税額の二倍又は三倍の現金に、納税告知書と戦時納税貯蓄申告書(市町村役場及び徴收義務者の事務所にあります)を添へて出せばよいのです。但し甲種勤勞所得に對する分類所得税については、給與の支拂の際に天引されることになつてゐますから、單に戦時納税貯蓄申込書を提出するだけでよいのです。

納税貯蓄をすれば日本銀行の方で戦時納税貯蓄證書を作成して市町村又は徴集義務者を通じて貯蓄者に交付されるのであつて、市町村の取扱ふ分は一件毎に別の證書を交付

又相続税を課すべき相続財産中に戦時納税貯蓄がある場合に相続税納付の爲に資金を必要とする場合にも譲渡が認められますが、この際は相続税に關する納税告知書を呈示せねばならぬことになつてゐます。

尙貯蓄者について住所變更、改氏名、相續等の異動があつた場合は、しいて其の都度届出をする必要はなく、拂ひ戻しを受ける時に届出ればよいのです。

(地 方 課)

### 決戦貯蓄は主婦の手で

是非勝たねばならぬ戦争です  
必死で戦ふ生活に徹しませう

「決戦生活」最低限度の生活」が叫ばれ、國債消化が割當

し、徴集義務者の取扱ふものについては證書が通帳式になつてゐて、貯蓄した都度金額を記入し、日本銀行の證印を捺して貯蓄者に返されます。

尙證書を亡失した時は代證書の交付を受けることが出来ま

この貯蓄は長期固定的な貯蓄として永く家産として保有されることを趣旨の一つとしてゐますので、原則としてその譲渡は禁ぜられてゐますが、やむを得ぬ必要がある場合は日本銀行に譲渡することが認められてゐます。この日本銀行への譲渡は概ね賜金國庫債券の買上げを認める場合と同じでありまして、生産、負債整理、又は災害復舊のための資金を必要とし、或は生活困難となつてこの貯蓄の譲渡をしなければ必要な資金が得られないやうな場合に限られその手続きは日本銀行本支店又は代理店に貯蓄證書を提出して買上げを請求すればよいのであります。譲渡の場合の

でも追々昂騰はまぬがれず、日常の入費はなか／＼減額が困難であつて、一家の經濟を遣り繰る主婦のなやみはさこそと同情せずには居られません。

戦争の進行と共に収入の殖えてゐる方面も頗る多く、中には軍國の民に有るまじき闇の取引きで法外の高額な収入を得てゐる向もあるやに聞き及ぶこともありまして、これらの人々に斷然心を引き締めて思ひ切つた貯蓄をし、公債をうんと買つて貰はねばならぬことはいふまでもありませんが、さうでない普通の収入で正常に生活してゐる人達も一層生活を引き締めて、もつと／＼貯蓄をし公債を買はねば戦争に勝ち抜くことは出来ぬのでありますから、實際主婦の苦勞はひと通りやふた通りではないわけでありまして、しかしわれ／＼は何が何でも是非貯蓄はやり抜かねばなりません。本年度の國民貯蓄二百七十億圓、鳥取縣の分として八千萬圓の貯蓄は是非やり遂げねば、この米英を相手

とする未曾有の大決戦に勝ち抜くことは絶対に出来ないの  
であります。石にかぎりついてもとはほんとにこのことで  
す。われ／＼はたとひ草の根を探り木の葉を食ひ、着る物  
が無ければ裸身で暮しても是非勝たねばならぬ戦ひです。

先き頃の新聞にも南方で戦つてゐる兵隊さんが土人の子供  
の足の指の不足してゐる者が十人に四五人はあるので聞い  
て見ると、敵軍の無理な仕事に使はれて、思ふまゝに働か  
ないといつて切られたのだといつてゐたと書いてありまし  
たが、私たちでも若し敗けたらその通りです。鬼畜のやう  
な米英、そして飛行機や軍艦を造る資材はうんと持つてゐ  
る米英を相手の戦争です。もとより我が皇軍は心配なく勝  
つて下さいます。戦略的態勢がこれまでの緒戦期で充分必  
勝の態勢にあることは東條總理大臣も申されて居ります。

しかし何といつても、勇敢な大和魂の持主の日本軍人でも  
武器が續かねば戦には勝てません。そして武器を作るのは  
純後國民の勤めです。鐵鋼の産出態勢が整ふまでの必要の

爲には國內にあるあらゆる鐵鋼製品をも供出すると共に、  
如何なる節約をもして貯蓄をし、戦争必勝への資金を充分  
にして是非兵隊さんに武器不足を感じさせてはならぬので  
あります。

◆ 昨年度は我が國民の一年間の所得四百五十億圓のうち二  
百三十億圓を國民貯蓄とし、そのほか租税やそれに類する  
ものを差引いた百五十億圓、即ち収入の三分の一で生活す  
る建前であつたのですが、國民の忠誠はよくこれを成し遂  
げて、殊に本縣の如きは斷然目標を突破して全國で第七位  
といふ優秀な成績を収めたのでありまして、これについて  
は五十萬縣民がよくこの時局の重大性を認識せられて、血  
と汗の滲む勤勞と節約の強化に奉公の誠を致した賜物に外  
ならぬのでありまして、全く感謝に堪えぬところでありま  
す。

ところが今年度は國民所得五百億圓に對し二百七十億圓

の國民貯蓄でありまして、百億圓の税金を差引いた百三十  
億圓で生活せねばならぬのであつて、収入の四分の一が消  
費資金となるわけであります。即ち昨年は収入の三分の一  
で生活したのを今年は四分の一で生活しなければならず、  
そして昨年よりは四十億圓の貯蓄増加を必要としてゐるの  
であります。四十億圓といへば一億國民にとつて一人當り

四十圓で、五人家内の家では昨年より一年に平均二百圓の  
貯蓄増加を必要とするのであります。まことに決戦生産、  
決戦生活、そして決戦貯蓄であります。是非これを成し遂  
げる爲にはわれわれは眞に容易ならぬ大覚悟が必要であり  
ます。

◆ 戦はいよ／＼熾烈です。最近では敵も漸く決戦態勢を整  
へて緒戦の失敗挽回に懸命となり、叩いても叩いても執拗  
に反攻を續ける西太平洋の戦況を始め、アリューシャン方  
面支那方面からの我が本土空襲企圖等まことに油断ならぬ

ものがありまして、敵は物方を憚んで日本の完全降伏まで  
戦ふと豪語し、日本はもとより絶対に敵を徹底撃滅せねば  
ならぬの言葉を要せぬところでありますから、今や日米ま  
さに四つに組んだ形で、われ／＼はいよ／＼石にかぎりつ  
く決戦生活で勝ち抜かねばなりません。

かゝる情勢に於てこれまでと同じ、或は同じやうな生活  
をしてゐてこの大決戦に勝てよう筈はないのであります。  
煙草が高くなつた、酒が手に入らぬ、子供の婚禮衣裳に困  
るといふ時ではありません。何でも有るだけでやつて行く  
のです。無くなればお互融通し合つて、それでも足らねば  
皆が一層苦しみながら、どこまでも國民が一つになつて敵  
撃滅に突進せねばならぬ。そして勝つて勝つて勝ち抜かね  
ばならぬのであります。

その爲には殖えた収入はみな貯蓄させよう。そしてその  
上にこれまでの生活より切りつめませう。「わしの収入は何  
圓になる」倅は「月に何百圓とると」誇らしげにいつて、

知らぬまに金使ひの荒くなつてゐる人は時局を知らぬ不忠者です。

収入の少ない人も困る／＼と愚痴を並べてゐる時ではありませんが。われ／＼のお國が存亡の危機に直面してゐる今日あらゆる困苦に打ち克つて、一身一家を犠牲にしても勝ち抜くのが日本人です。食生活がこれ以上引き下げが出来れば衣服の生活で、或はいろ／＼な社交的な生活で是非絞出して國民貯蓄は成し遂げねばなりません。戦ふ生活は要するに出来るだけ働いて生産を高め収入を多くし、その中からまづ戦争の爲の費用を先きに出して、残つたところで生活する外に道はないのであります。

かつて後藤新平伯爵は後進を戒めて

「貯蓄は天引に限る。収入の二割でも三割でも天引して貯蓄するがよい、それから諸拂ひする。もし支拂ひに不足を生じたら借金してもよい、斷じて貯蓄を減してはならぬ

### 避暑客に特別貯蓄

一泊に付 大人一圓 小人は半額

大東亞戦争の進展に伴ひ、國民貯蓄増強の要愈々緊切を加へつゝあり、本縣に於ては縣民舉つて戦時生活實踐の徹底に依り餘剰は悉く貯蓄に振向ける態勢を整へつゝある折柄、海岸、山間、温泉地等に避暑をなす者に對して特別の貯蓄をなさしめ、以て國民貯蓄の増強に資せしめるの方途を講ずるは時局下喫緊の要務たるに鑑み、縣では次の要領に依つて速かに本運動を開始することとなつたので、關係市町村に於ては警察署と連絡の上是非共貯蓄せしめるやう指導せられたい。

(一) 貯蓄をすべき者

概ね次の各項に該當する者で、夏季中避暑等の目的で同

借金は利子がつく、延滞すれば執達吏が来るから何とかして返さうとするのでいつしか片がつく。片がつけば貯蓄だけ儲けものといふわけだ。高い利子の借金をし、安い利子の貯蓄を維持するのは不合理のやうだが、中流社會の者はこんな權道をとらねばなか／＼貯蓄は出来ぬ」といはれたさうですが、これこそ貯蓄の眞理といふことが出来ませう。是非せねばならぬ貯蓄でしかも容易に出来ぬとすれば、さうでもするより外にありません。しかも國民貯蓄はお國の爲につくしながらそれだけ家産を増成するわけですから、われ／＼は何が何でもやり抜かねばなりません。憎い敵米英、絶對敗けてならぬ敵米英に勝ち抜く爲には是非どんなにしてもこの貯蓄を成し遂げねばならぬのであります。

(地 方 課)

一場所を原則として三泊以上滞在する者

鍊成等をなす團體、又は特に病氣保養のため滞在する者と認められる者に付ては實情に依つて除いてもよい

イ、別荘に滞在する者

ロ、借家又は間借に依り滞在する者

ハ、旅館等に滞在する者

(二) 貯蓄の標準

大人一日に付一圓以上、小人一日に付其の半額以上とし滞在地又は生活程度に應じて適宜増額すること

(三) 實施方法

イ、貯蓄の勸奨は市町村、町内會、部落會等をして之に當らしめ、必要に應じ壯年團又は婦人會等の指導團體をして之に當らしめること

ロ、貯蓄勸奨の手續きは當該滞存者より特別貯蓄實行書

二通を徴し、一通は之を取締上市は直接、町村は地方

事務所へ送付し、地方事務所は一ヶ月分を取纏めて翌



月五日までに知事宛送付し、一通は當該滞在者の住所地の市區町村長宛遲滞なく送付せしめること

ハ、貯蓄の勸奨に當つては豫め滞在豫定日數等を滞在者より聴取し其の豫定日數に依つて特別貯蓄實行書を徴してもよい

ニ、貯蓄の方法は當該滞在者の住所地に於ける地域國民貯蓄組合の貯蓄として特別に之を實行せしめること  
ホ、特別貯蓄實行書を受けた市町村は部落會町内會長に連絡し實行書提出者をして當該金額を貯蓄せしめること

ハ、國債又は債券を當該滞在地に於て購入せしめることの出来る地方にあつては(二)の標準に依り成るべく國債又は債券を以て特別貯蓄を實行せしめること  
ト、國債又は債券を滞在地に於て購入せしめた時は滞在地市町村長は此のことを知事宛報告すること

(地方課)

週報・寫真週報掲載内容 (八月十八日發行)

週報

- 伊の動向と敵の謀畧
- 應徴士の服務規律
- 本年度の薪炭對策の發足
- 企業整備の質疑應答(2)
- 電信電話の戰事特例
- 荷造を完全にしませう
- 隣組の生活共同化
- 交易計畫問答

寫真週報

- 重要礦物非常増産強調期間
- 鑛山を激勵する商工大臣
- 頑張る神岡鑛山
- 戦ひ抜く常磐鑛山
- 葡萄鑛山に新潟醫大報國隊の診療奉仕
- 増産へ
- 鉄を振ふ一萬五千の援農生徒隊 | 北海道 |
- 旋盤と取り組む | 大阪西野田工業學校生徒 |
- ともとれたり笹の實一萬五千貫 | 岐阜縣 |
- 兵曹さんと女學生の海洋訓練
- 水兵服の郵便屋さん | 東京都日本橋高等女學校 |

# 鳥取縣公報

昭和十八年八月二十四日

火曜日

第四千四百六十二號

## 縣令

### 鳥取縣令第四十九號

諸車旅客運送營業取締規則左ノ通定ム

昭和十八年八月二十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

### 縣令

### 目次

○諸車旅客運送營業取締規則制定	一頁
○告示	七頁
●諸車ノ運賃標準	八頁
●紫雲英種子販賣價格指定	八頁
●建具用材價格指定	八頁
●座繰生糸ノ加工貨認可	〇〇頁
●假設建築物建築許可	〇〇頁
●昭和十九年度海軍志願兵徵募	二頁
●概観覽期日變更認可	五頁
●梨出荷計畫承認	七頁
○彙報	八頁
●蕎麥心空荒廢地	二〇頁
●若き女性ノ職場に出でよ	二〇頁
●草履表加工及切藁生産	二三頁

### 諸車旅客運送營業取締規則

第一條 本令ニ於テ諸車旅客運送營業(以下營業ト稱ス)

ト稱スルハ乗合馬車、貸切馬車、人力車又ハ厚生車等ヲ運行シ旅客ノ運送ヲ業ト爲スモノヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ從業者ト稱スルハ乗合馬車及貸切馬車營業ニ在リテハ馱者又ハ馬丁、人力車營業ニ在リテハ轆子、厚生車營業ニ在リテハ操縦者ヲ謂フ

第三條 營業ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ營業所所在地所轄警察署長(以下警察署長ト稱ス)ニ願出許可ヲ受クベシ第二號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントス

鳥取縣公報 火金曜日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年八月二十四日

(昭和四年四月十五日)

(第三種郵便物認可)